

## ニュースレター

2020年9月

For more information,  
please contact:

Andy Leck  
+65 6434 2525  
[andy.leck@bakermckenzie.com](mailto:andy.leck@bakermckenzie.com)

Andre Gan  
+95 1 9255095 # 8857  
[andre.gan@wongpartners.com](mailto:andre.gan@wongpartners.com)

Anthony Chadd Ramos Concepcion  
+95 1 9255095 #8868  
[chadd.concepcion@bakermckenzie.com](mailto:chadd.concepcion@bakermckenzie.com)

日本語でのお問い合わせ：  
Yoko Inoue (井上 洋子)  
+65 6434 2605  
[yoko.inoue@bakermckenzie.com](mailto:yoko.inoue@bakermckenzie.com)

[www.bakermckenzie.com](http://www.bakermckenzie.com)

Baker & McKenzie

8 Marina Boulevard  
#05-01 Marina Bay Financial Centre  
Tower 1  
Singapore 018981

Tel: +65 6338 1888  
Fax: +65 6337 5100

## ミャンマー：新しいオンライン商標登録システム優先出願期間、2020年10月1日に開始

ミャンマー商業省は、2020年8月28日、新しいオンライン商標登録システムに基づくオンライン商標出願を2020年10月1日より開始すると発表した。新しいオンライン商標登録システムは、当初2020年1月に開始すると言われていたが、遅れてのスタートとなる。

2020年10月1日から開始される「トランジション期間(商標の優先出願期間)」での出願は、以下に限られる。

- (i) 現在の制度下で商標登記されたマーク、並びに
- (ii) ミャンマーで実際に使用されているマーク。

「トランジション期間(商標の優先出願期間)」内で出願するためには、現在の制度下で商標が登記されていること、ミャンマーで使用されていることなどを立証する必要があるため、留意されたい。現在のところ、これは、所有権宣言のコピーで十分と思われるが、その後、商標審査官が審査のために原本を要求する場合も考えられる。また、ミャンマーでのマークの使用証明は、警告通知のコピー、広告、販促資料、税務書類、または他のミャンマーにおける実際の使用を示すもので立証することになる。ただし、新しいオンライン商標登録システムの10月1日の開始日に向けて、方針が変更される場合も考えられる。商標がミャンマーにおいてまだ出願や登録をしていない商標所有者は、このタイムラインに注意し、適切な移行戦略を検討する必要がある。

新しいオンライン商標登録システムに基づく商標出願の料金は、まだ発表されておらず、別途通知されることになる。

新しいオンライン商標登録システムに基づく商標出願は2020年10月1日に開始予定ですが、新しい商標法が正式に発効する日付はまだ発表されていない。新商標は、この「トランジション期間(商標の優先出願期間)」後に発効されると思われる。「トランジション期間(商標の優先出願期間)」の継続期間については言及されていない。

\*\*\*\*\*

ミャンマーにおける「トランジション期間(商標の優先出願期間)」の商標手続きについて、ご質問等ございましたら、何なりとお問い合わせください。